

# 衆議院原子力問題調査特別委員会ニュース

【第 210 回国会】令和 4 年 11 月 10 日（木）、第 2 回の委員会が開かれました。

1 鈴木委員長から、アドバイザー・ボードを設置することとなった旨の報告がありました。

## 2 原子力問題に関する件

- ・原子力規制委員会の活動状況について、山中原子力規制委員会委員長から説明を聴取しました。
- ・太田経済産業副大臣、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行いました。  
(質疑者) 中村裕之君 (自民)、石川昭政君 (自民)、中野洋昌君 (公明)、浅野哲君 (国民)、菅直人君 (立憲)、逢坂誠二君 (立憲)、空本誠喜君 (維新)、足立康史君 (維新)、笠井亮君 (共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

### 中村裕之君 (自民)

- (1) 高レベル放射性廃棄物の処分方法に係る試験研究の進捗状況及び文献調査等の調査期間内に処分技術が確立される見通し
- (2) 原子力発電所の運転期間関係
  - ア 原子力規制委員会が発出した「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」(令和 2 年 7 月) についての説明及び議論の経緯
  - イ 運転期間の安全確認を確保するための規制を原子炉等規制法において確立する必要性及び安全確認の確保に向けた問題意識と規制強化の方針
- (3) 新規基準の適合性審査の迅速化に向けたこれまでの対策と成果及び審査体制の大幅な拡充の必要性

### 石川昭政君 (自民)

- (1) これまでの原子力規制委員会委員長の原子力規制に対する姿勢を踏まえた山中原子力規制委員会委員長 (以下「山中委員長」という。) の今後の基本姿勢
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置期限について、審査や工事の十分な期間を確保するため、同施設の工事計画認可後 5 年に見直すべきとの意見に対する山中委員長の見解
- (3) ノーリターンルールが規制の人材確保を困難にしているとの考え及び原子力人材育成のため、原子力に関する実践を学べる教育機関の必要性に対する山中委員長の見解
- (4) 我が国で原子力規制に係る安全目標を取り入れない理由

### 中野洋昌君 (公明)

- (1) 山中委員長の原子力規制行政への思いと新体制において力を入れていく点
- (2) 今後の電気料金の上昇見込み及び経済対策を前提とした安易な値上げにつながらないように規制料金の値上げに関する審査を厳格に行う必要性
- (3) 原子力発電所の運転期間 40 年ルール関係
  - ア 運転期間 60 年という年数の持つ意味についての原子力規制庁の見解
  - イ 本年 11 月 2 日の原子力規制委員会において原子力規制庁が示した「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討」という資料の狙いと運転期間の延長の上限に関する考え
  - ウ 運転停止期間における原子炉の劣化に関する評価及び考え
  - エ 原子力規制委員会として安全最優先で規制の在り方を検討する姿勢を示す必要性についての山中

## 委員長の見解

### 浅野哲君（国民）

- (1) 前体制の原子力規制委員会の運営方針のうち山中委員長が新体制において引き継ぐ点と変更を検討している点
- (2) 原子力規制委員会から住民への情報発信の重要性に関する山中委員長の見解及び「現場重視の規制」とは現場の実態を正確に捉えた上での規制という趣旨であるかの確認
- (3) 原子力規制行政における効率性についての山中委員長の認識及び効率性を具現化する方策
- (4) 審査会合前の事前ヒアリングの改善に前向きに取り組む必要性
- (5) 新しい原子炉に関する規制基準の検討等の実施は、規制対象となる炉の導入の容認に繋がるものか切り離して行うものであるかの確認

### 菅直人君（立憲）

- (1) 原子力発電所に対する武力攻撃関係
  - ア 武力攻撃リスクについての山中委員長の見解
  - イ 武力攻撃リスクへの対処を原子炉等規制法の範疇外とする理由
- (2) 営農型太陽光発電についての山中委員長の認識
- (3) 原子力発電以外の発電方法に対する山中委員長の認識
- (4) 原子力発電所の運転期間 40 年ルール関係
  - ア 運転期間 40 年には定期点検などの停止期間も含むという認識に山中委員長になっても変更がないことの確認
  - イ 原子炉等規制法の運転期間に係る規定の考え方は原子力規制委員会として変わっていないことの確認
  - ウ 運転期間には原子炉の停止期間も含むとする更田前原子力規制委員会委員長の答弁（令和元年 11 月 28 日衆議院原子力問題調査特別委員会）の考え方に変更はないことの確認

### 逢坂誠二君（立憲）

#### 原子力発電所の運転期間 40 年ルール関係

- ア 同ルールを定める原子炉等規制法第 43 条の 3 の 32 の規定の所管及び同ルールは議員立法で定められたことの確認
- イ 10 月 5 日の原子力規制委員会において実施した資源エネルギー庁からのヒアリングの法的根拠及び同ヒアリングが山中委員長自らの判断で行われたことの確認
- ウ 資源エネルギー庁から運転期間を利用政策側の法体系の中で検討する方針が示されたことの確認及び同日の記者会見において山中委員長が同方針を踏まえ高経年化した原子炉の規制について議論する必要性を感じたと述べたことの確認と必要性を感じた理由
- エ 原子力規制委員会が所管する同法について資源エネルギー庁からヒアリングを行うこと自体が原子力規制委員会の独立性に反するとの意見に対する山中委員長の見解
- オ 原子力規制委員会の「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」（令和 2 年 7 月）において、運転期間の判断の主体が利用政策側にあると記載されているかどうかの確認
- カ 同規定の見直しが利用政策側である資源エネルギー庁が決めることではないとの考えに対する山中委員長の見解
- キ 原子力規制委員会が見直しの議論の主体を言及する立場にはないとの考えに対する山中委員長の

見解

- ク 同規定を原子炉等規制法から外し、資源エネルギー庁が所管する法律で規定し直すことを原子力規制委員会が容認したとの理解に対する山中委員長の見解
- ケ 運転期間については利用政策側が議論することと原子力規制委員会が言うのは令和2年7月の同委員会の見解を曲解した勇み足であるとの意見に対する山中委員長の見解
- コ 原子力規制委員会は同規定に基づく運転期間を守るべき立場にあるとの意見に対する山中委員長の見解
- サ 同規定は規制政策でもあり、推進側のみによる議論を容認することは暴挙ではないかとの考えに対する山中委員長の見解
- シ 安全規制に抜けが生じる提案であれば、原子力規制委員会は原子力規制委員会設置法第4条第2項の規定に基づき勧告すべきとの意見に対する山中委員長の見解

#### 空本誠喜君（維新）

- (1) バックフィット関係
  - ア これまでのバックフィットに係る経過措置期間設定の考え方
  - イ バックフィットの要否を検討する際の客観的・合理的な基準及び経過措置の取りまとめ方針についての山中委員長の見解
- (2) 原子炉等規制法に基づく運転停止命令の解除の手順
- (3) 原子力規制委員会における事業者側からの相談の窓口
- (4) 現在期待されている革新炉、小型炉、高速炉等は既存の軽水炉技術や高速炉技術の延長線上の技術に過ぎないものであることに対する山中委員長の所見
- (5) 経済合理性や核セキュリティの観点からの革新炉や小型炉の設置場所についての資源エネルギー庁の見解
- (6) 核融合炉の活用に対する資源エネルギー庁の見解

#### 足立康史君（維新）

東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）事故により大気中に放出された放射性物質関係

- ア 福島第一原発事故を通じて、これまでに大気中に放出された放射性物質の総量
- イ 陸地と陸域以外に放出された放射性物質についての各総量
- ウ 除染作業で発生した除去土壌等放出された放射性物質のうち政府が管理できている量

#### 笠井亮君（共産）

原子力発電所の運転期間関係

- ア 推進と規制の分離が守られるべきとする原子力規制委員会の基本的立場を山中委員長が踏襲することの確認
- イ 10月5日の原子力規制委員会で資源エネルギー庁に対して意見聴取を行った理由
- ウ 同会議の場で、資源エネルギー庁から、運転期間を延長するための関係法令の改正を含めた制度整備を行う必要性及び運転期間を原子力利用省庁の所管法令で定めることが適切である旨の説明があったことの確認
- エ 山中委員長が経済産業省に対して利用政策として運転期間を見直していくこと及び運転期間の見直しは法律に規定されることを確認した理由
- オ 「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見

- 解」(令和2年7月29日原子力規制委員会)における最大のメッセージは、運転期間については推進側ではなく国会で決められるべきことであるとの考えに対する山中委員長の見解
- カ 運転期間を原則40年と立法化したのは、福島第一原発において運転期間40年で事故が起きたことを踏まえた政策判断によるものであることの確認
  - キ 40年運転ルールが規定された経緯の確認
  - ク 山中委員長が40年運転ルールが規定された際の事実経過を知っているか否かの確認
  - ケ 資源エネルギー庁とのやり取りは、運転期間についての新たなルールを推進の観点から電気事業法に移そうとするものではないかとの考えに対する山中委員長の見解
  - コ 原子力規制委員会として、運転期間は立法政策の場において決めることであるとの考えを踏まえた対応を行っていくことの確認
  - サ 40年運転ルールは規制の領域であり、原発推進官庁である経済産業省が規制の領域に乗り出してくることについて、原子力規制委員会として拒絶すべきとの考えに対する山中委員長の見解
  - シ 本年10月2日の原子力規制委員会後の記者会見において、資源エネルギー庁が利用政策側の法体系で運転期間についての定めを引き取るとの方針を確認した上で、原子力規制委員会として検討すべき事項を考える旨の発言は、原子力規制委員会の任務放棄と取れるとの考えに対する山中委員長の見解